

低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために
最低賃金額の引上げと中小企業支援強化並びに全国一律最低
賃金制度の実施を求める会長声明

- 1 現在、中央最低賃金審議会において2020年度地域別最低賃金額改定の目安についての議論が行なわれており、本年7月中には同審議会から厚生労働大臣に答申が行われる見込みである。

昨年、同審議会は、全国加重平均で27円の引上げ（全国加重平均額901円）、宮崎県を含むDランクの都道府県に対しては26円の引上げを答申し、宮崎地方最低賃金審議会は、これを上回る28円の引上げを答申し、宮崎県における2019年度地域別最低賃金額は790円に改定された。

このように、昨年、宮崎地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の答申を上回る引上げを答申したことは、一定程度評価できるものである。

- 2 しかし、この時給790円という金額は全国の都道府県では最低水準の金額であり、月173時間（1日8時間、週40時間）働いたとしても、月収13万6670円、年収164万0040円にしかならず、労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは到底困難である。健康で文化的な生活を営むには更なる大幅な引上げが必要である。

- 3 今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産・廃業に追い込まれる懸念が広がり、実際に倒産・廃業する企業も出てきている中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論もある。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。

多くの非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯で、緊急事態に対応するための十分な貯蓄をすることができず、今般の緊急事態下で家賃や光熱費が払えなくなるなどの事態が発生している。

また、今般の緊急事態下において、小売店の店員、運送配達員、福祉・介護サービス従事者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で

働く労働者が多数存在する。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引上げは必要である。

- 4 一方、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、新型コロナウイルス感染拡大に備えた支援策が拡充されつつあるが、政府は、長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきであり、最低賃金の引上げが困難な中小企業のための社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援策の検討を進めるべきである。

また、中小企業の生産性を向上させるための施策を有機的に組み合わせることや、これまで以上に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法を積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるよう努めることも重要である。

- 5 さらに、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない重大な問題である。2019年度地域別最低賃金額は、最も高い東京都は時給1013円で、宮崎県の時給790円とは223円もの開きがあった。

最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があり、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が固定、拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも有用と言える。

政府は早急に全国一律最低賃金制度の実現に向けた検討を開始すべきである。

- 6 以上より、当会は、中央最低賃金審議会に対しては、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金額の引上げを答申することを求めるとともに、宮崎地方最低賃金審議会に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊した地域経済の回復と健全な発展を促し、労働者の健康で文化的な生活を確保するために、最低賃金額の大幅な引上げを答申することを求める。

2020年（令和2年）7月6日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁

